

「今町・出雲崎漁場出入清口証文」 翻刻

〔前 略〕

そのほか しなじな もうしたて かつ あいてかたにては がんらい いずもぎきまのきは ほっこく
其外品々申立、且相手方^二而者、元来出雲崎町之儀者 北国

おうらい さしゆう(佐渡)ごよう ごとかいのみなとにて
往来佐州御用御渡海之湊^二而

おぶぎようしよさま ならびに そのほか しょおやくにんさまがた ごとかいのせつ ごうんそう
御奉行所様并其外諸御役人様方御渡海之節御運送

つかまつり ほっこくむるいの やどやく みなとやく あいつとめそうらえども こだかにて さんりんなど
仕、北国無類之宿役湊役相勤候得共、小高^二而 山林等

いつさい これなく おおぜいの ひやくしよ ぎよぎようのみにて ごよう あいつとめ そうろうにつき りようぶね
一切無之、大勢之百姓漁業而已^二而 御用相勤候^二付、漁船

おやくえいは まえまえより ごめんじよ おおせつけられ ぎよぎようのぎは おきは いったい ிரりあい
御役永者前々方御免除被 仰付、漁業之儀者 沖者一躰入会

にて ぎよぎよう あいかせぎ とせいつかまつりきたりそうろう しかるところ いずもぎきりようぶねのうち
^二而 漁業相稼渡世仕来候、然ル処出雲崎漁船之内

はちべいほか じゆうににん ふね つごう さんそう のりくみにんずう さんじゆうくにんのものども
八兵衛外拾式人、船都合拾三艘乗組人数三拾九人之者共

おきあいにて ぎよぎよう まかりありそうろうところ そしよかた いままちうら りようぶね はつそう いずもぎきま
沖合^二而 漁業罷在候処、訴訟方今町浦漁船八艘出雲崎町

りようぶね めがけ いつさんに ぎきたり どうまち りようしども くばりおきそうろう うおなわ
漁船目掛ケ一散^二漕来、同町漁師共配置候魚縄

かいちゆうより とりあげ うばいとり はちべいのり ほかじゆうにそうのふねへ やにわに のりうつり
海中方取揚奪取、八兵衛乗外拾式艘之船 江矢庭^二乗移

りようしども ちようちやくそうろうむね こわだかに もうしはり せんぐをもつて りふじんに ちようちやく
漁師共打擲候旨声高^二申訃、船具を以理不尽^二打擲

つかまつりそうろうにつき いずもぎきりようぶね のりくみのうち かへい ほかはちにん ことごとく てきずを うけ
仕候^二付、出雲崎漁船乗組之内嘉兵衛外八人悉手疵受

すでに きぜつなど いたしそうろうあいだ そのよの ものども しんめいのかぎり あいふせぎそうろううち
既気絶等致候間、其余之もの共身命限相防候内

ふねぶね うちやぶられ ふなどうぐは かいちゆうへ なげすて りようもの のこらず うばいとり
船々被打破、船道具者海中江投ケ捨、漁物不残奪取

そうろうぎに これあり みぎは ぶんせいしちさるどしちゆう りようば いろんのぎにつき
候儀^二有之、右者 文政七甲年中漁場異論之儀^二付

じゆくだんのうえ しまたりの おもむきをもつて そうほう とりかわせられ ぎじようも これあり いままち
熟談之上、仕来之趣を以双方被為取替議定も有之、今町

やくにんは もちろん りようしども いちどう とくと あいわきまえ まかりありながら どうまち しんたいの
役人者勿論、漁師共一同得与相弁乍罷在、同町進退之

りようばにそうろう などと しなじな そういのぎ もうしたて ぎやくそつかまつりそうろうだん ふとうしごく
漁場^二候杯与 品々相違之儀申立、逆訴仕候段不当至極

のむね そのほか しなじな こたえあげ そうほう もうしあらしい ぎんみちゆうのところ ごりかいのおもむき そうほうにて
之旨、其外品々答上双方申争御吟味中之処、御利解之趣双方^二而

あいわきまえ たいだんつかまつりそうろうところ いご はずもさきまちのものども ぎよぎよう かせぎかたのぎ

相弁江対談仕候処、以後出雲崎町之もの共漁業稼方之儀

とまりぎよぎよう とごうし じゅうはちかそん ならびに いままちへ りようぶね のりつけ じょうりくいたし

泊漁業与号拾八ヶ村并今町 江漁船乗附上陸い多し

ししゆくのうち え みぎさかな うりさばき なお よくじつ どうようのかせぎ いたしそうぎは

止宿之上右魚売捌、猶翌日同様之稼い多し候儀者

いたさず おきりようのぎは いちどういりあいつき あいかせぎそうらえども そのひがえりに

不致、沖漁之儀者一同入会ニ付、相稼候得共、其日帰りニ

いたしそうろうはず いそりよう おきりようのさかいは はつききより えさきはな(鳥ヶ首)

い多し候筈、磯漁沖漁之境者 鉢崎方江崎鼻

までのあいだ じゅうはちかそんの ものども じびき ならびに いそりよう いたしそうろうは

迄之間、拾八ヶ村之もの共、地引并磯漁い多し候者

なみうちぎわより およそ ごじゅつちようほどの おもむきに これあり もつとも さかなのよりかたにて ぶどうは

浪打際方凡五拾町程之趣ニ有之、尤魚之寄方ニ而不同者

これあるべく そうらえども みぎ いそりようばしよへは たちいらす わじゆくのうち そうごに

可有之候得共、右磯漁場所 江者不立入、和熟之上相互ニ

ぎよぎよう さしつかえなきよう あいかせぎ そうろうつもり とりきめ いちどう もうしぶんなく じゆくだん

漁業無差支様相稼候積り取極、一同無申分熟談

ないさいつかまつり ひとえに

内濟仕、偏

ごいこうと ありがたき しあわせに ぞんじたてまつりそうろう これにより こうしろうのため れんいん すみくち

御威光与難有仕合奉存候、依之為後証連印濟口

しょうもん さしあげもうすところ くだんのごとし

証文差上申処、如件

榊原式部大輔領分 さかきばら しきぶのたいふ りようぶん

越後国頸城郡今町 えちごのくに くびきごおり いままち

漁師総代 りようしそうだい

百姓 ひやくしょう

祐 蔵 すけぞう

丁頭 ちようがしら

竹右衛門 たけえもん

役人総代 やくにんそうだい

大年寄 おおとしより

次郎右衛門 じろうえもん

右三人煩ニ付代兼 みぎ さんにん わずらい(病氣)につき だいがね(代理)

漁師総代 りようしそうだい

百姓 ひやくしょう

訴訟人 そしょうにん 又右衛門 またえもん

天保十三年三月 役人総代 やくにんそうだい

丁頭 ちようがしら

同 仁兵衛 じんべい

〔後略〕